

瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会の運用方針

1 概要

瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会にて協議を行う案件のうち、軽微な事案が発生した際の運用方針について協議を行うもの

2 背景

運賃料金協議会の開催については、国土交通省が「関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない軽微な事案について協議を行う場合、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。」と示している。

3 運用方針

瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会についても国土交通省と同様の措置を取ることとし、開催を要しない軽微な事案が発生した際は、協議会を開催しない。開催を要しない軽微な事案とは以下に掲げる事案を指す。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

4 対象路線

瀬戸市コミュニティバスにおける全ての路線

5 瀬戸市公共交通運賃料金協議会設置要綱の改正

軽微な事案について協議をしない文章を追記（資料 2－2 のとおり）

瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、瀬戸市における住民の生活に必要な旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

2 前項に掲げる事項のうち、次に掲げる軽微な事案については運賃料金協議会を開催しないものとする。

(1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く）でも、運賃額に変更がない場合

(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

(4) 新たな決済手段を追加する場合

(運賃料金協議会の構成員)

第 3 条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4) 市民団体又は市民の代表

2 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(運賃料金協議会の運営)

第4条 運賃料金協議会に会長を置き、前条第1項第1号に規定する構成員をもって充てる。

2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 運賃料金協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、委員から代理者に書面による権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

5 前項ただし書きの規定は、第3条第1項第4号の規定により任命又は委嘱された委員については適用しない。

6 運賃料金協議会の議事は、全会一致を原則とするが、全会一致が成立しない場合においては出席者の4分の3以上の同意により決する。

7 運賃料金協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障をきたすと会長が認める場合には、非公開とすることができる。

8 運賃料金協議会の庶務は、瀬戸市都市整備部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 会長は、運賃料金協議会において協議が調った事項について、瀬戸市地域公共交通会議に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。